

# 重要事項説明書

(訪問看護・介護予防訪問看護)

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「名古屋市指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例（平成24年名古屋市条例第74号）」の規定に基づき、指定訪問看護サービス契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

## 1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社 ファーストロジテム
代表者氏名	代表取締役 細江 勇太
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	岐阜県羽島郡岐南町平島3丁目163番地 介護事業部 TEL:058-213-0855 FAX:058-213-0857
法人設立年月日	平成18年2月20日

## 2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーション りめいく
介護保険指定 事業所番号	2360790501
事業所所在地	名古屋市昭和区曙町1丁目11番地
連絡先 相談担当者名	TEL:052-715-7013 FAX:052-715-7014 (相談担当者氏名) 長谷部 光紀
事業所の通常の 事業の実施地域	名古屋市昭和区、名古屋市中区、名古屋市千種区、名古屋市瑞穂区。

### (2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護状態又は要支援状態にある高齢者や、かかりつけの医師が訪問看護の必要性を認めた利用者に対し、生活の質を重視した在宅療養が継続できるよう、適切な訪問看護を提供することを目的とします。
運営の方針	(1) 利用者の医師や人格を尊重してサービスを提供します。 (2) 利用者の心身の特性を踏まえて、その能力に応じた自立した日常生活が営めるよう、療養生活を支援します。 (3) 地域の医療・福祉・自治体などといった関連機関との連携を円滑に行います。

### (3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日を除く。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分までとする。

(4) サービス提供時間

サービス提供日	月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
サービス提供時間	午前8時30分から午後5時30分までとする。

(5) 事業所の職員体制

管理者	(氏名) 大村 文香
-----	------------

職	職務内容	人員数
管理者	<ol style="list-style-type: none"><li>1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。</li><li>2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</li><li>3 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、訪問看護計画書を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。</li></ol>	常勤 1名
看護師・ 准看護師 (看護職員)	<ol style="list-style-type: none"><li>1 サービス提供の前後及び提供中の利用者の心身の状況等の把握を行います。</li><li>2 利用者の静養のための必要な措置を行います。</li><li>3 利用者の病状が急変した場合等に、利用者の主治医等の指示を受けて、必要な看護を行います。</li></ol>	常勤換算 2.5名以上
機能訓練 指導員	<ol style="list-style-type: none"><li>1 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を行います。</li></ol>	非常勤 1名以上

### 3 提供するサービスの内容及び費用について

#### (1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護介護計画の作成	1 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。 2 訪問看護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 3 訪問看護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、訪問看護計画書を利用者に交付します 4 それぞれの利用者について、訪問看護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。
訪問看護・介護予防訪問看護の提供	訪問看護計画書の内容に沿って、サービスを提供します。 具体的なサービス内容 1 病状の観察、心身の状況の確認 2 清拭・洗髪等による身体の清潔の保持 3 食事や排泄といった日常生活の介助 4 創や褥瘡の予防・処置 5 リハビリテーション 6 ターミナルケア 7 家族にたいする療養生活の相談や介護する上での指導 8 服薬管理 9 カテーテル等の管理 10 喀痰の吸引・管理 11 リンパ浮腫のケア 12 その他医師の指示による医療処置

#### (2) 訪問看護サービス中の禁止行為

訪問看護サービス従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

訪問時間	基本単位	利用料	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	314	¥3,354	¥335	¥671	¥1,006
30分未満	471	¥5,030	¥503	¥1,006	¥1,509
30分以上 60分未満	823	¥8,790	¥879	¥1,758	¥2,637
60分以上 90分未満	1128	¥12,047	¥1,205	¥2,409	¥3,614
理学療法士等の場合 1回 20分	294	¥3,140	¥314	¥628	¥942

※以下の①又は②に該当する場合、1回につき8単位を所定単位数から減算します。

- ①前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を  
超えている場合。
- ②算定日が属する月の前6月間において、緊急時訪問看護加算、特別管理加算および看護体制強化  
加算のいずれも算定していない事業所において、理学療法士等が訪問看護を行う場合。

加算	基本単位	算定回数等
複数名訪問看護加算（Ⅰ）	254	複数の看護師等が同時に実施した場合 30分未満（1回につき）
	402	複数の看護師等が同時に実施した場合 30分以上（1回につき）
複数名訪問看護加算（Ⅱ）	201	複数の看護師補助者と同時に実施した場合 30分未満（1回につき）
	317	複数の看護師補助者と同時に実施した場合 30分以上（1回につき）
長時間訪問看護加算	300	1回あたり
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	600	1月に1回
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	325	1月に1回
特別管理加算（Ⅰ）	500	1月に1回
特別管理加算（Ⅱ）	250	1月に1回
専門管理加算	250	1月に1回
ターミナルケア加算	2500	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合（死亡月に1回）
初回加算（Ⅰ）	350	初回のみ
初回加算（Ⅱ）	300	初回のみ
退院時共同指導加算	600	1回あたり
看護・介護職員連携強化加算	250	1月に1回
看護体制強化加算（Ⅰ）	550	1月に1回
看護体制強化加算（Ⅱ）	200	1月に1回
口腔連携強化加算	50	1月に1回

遠隔死亡診断補助加算	150	当該利用者の死亡月につき
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	6	1回あたり
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	3	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	50	1月あたり
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	25	

- ※ 緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して 24 時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う旨を説明し、同意を得た場合に加算します
- ※ 特別管理加算は、別に厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする利用者に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。
- ※ 特別管理加算（Ⅰ）は①に、特別管理加算（Ⅱ）は②～⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。
  - ① 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
  - ② 在宅自己腹膜灌流かんりゅう指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
  - ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
  - ④ 真皮を超える褥瘡の状態
- ※ 専門管理加算は、緩和ケア、褥瘡ケアもしくは人工肛門ケアおよび人工膀胱ケアにかかる専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定します。
- ※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは 1 日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24 時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。）に加算します。  
その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものとは次のとおりです。
- イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ 3 以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る）、他系統萎縮症（綿糸体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態
- ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態
- ※ 初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。また退院時共同指導料を算定する場合は算定しません。

- ※ 退院時共同指導料は入院若しくは入所中の者が退院退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に場合に加算します。また初回加算を算定する場合は算定しません。
- ※ 看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に加算します。
- ※ 複数名訪問看護加算は、二人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。)が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算します。
- ※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。
- ※ 看護体制強化加算は、医療ニーズの高い利用者への指定訪問看護の体制を強化した場合に算定します。
- ※ 口腔連携強化加算は、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関および介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときに算定します。
- ※ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、下記の地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、訪問看護を行った場合に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、通常の事業の実施地域を越える場合の交通費は徴収しません。また、当該加算の算定は、緊急時訪問看護加算、特別管理加算及びターミナルケア加算を除いた所定単位数に加算します。  
中山間地域等：千早赤阪村の全域、太子町の一部(山田)、能勢町の一部(東郷、田尻、西能勢)
- ※ 主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。
- ※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

#### (4) その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、その実施地域を越えた地点から片道1km当たり20円徴収する。	
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	前日の17時までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	前日の17時以降、当日の8時30分までにご連絡の場合	1提供当りの料金の30%を請求いたします。
	当日の8時30分以降にご連絡があった時、又、ご連絡のない場合	1提供当りの料金の100%を請求いたします。
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		

4 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

<p>① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等</p>	<p>ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日までに利用者あてにお届け（郵送）します。</p>
<p>② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等</p>	<p>ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の 25 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 （ア）事業者指定口座への振り込み 振込先：三井住友銀行 トラン NORTH 支店 普通 0228171 株式会社 ファーストロジテム （イ）利用者指定口座からの自動振替 （ウ）現金支払い イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）</p>

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

5 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとしします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行います。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。
- (6) 暴言・暴力・ハラスメントは固くお断りします。職員へのハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。信頼関係を築くためにもご協力をお願いいたします。

## 6 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	大村 文香
-------------	-------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 7 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとしします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
② 個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。</p> <p>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとしします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

8 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

【主治医】	医療機関名 氏 名 電 話 番 号
【家族等緊急連絡先】	氏 名 住 所 電 話 番 号 携 帯 電 話 勤 務 先

9 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定訪問看護の提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村（保険者）の窓口】	所 在 地 電 話 番 号 フ ァ ッ ス 番 号 受 付 時 間
【居宅支援事業所の窓口】	事業所名 所 在 地 電 話 番 号 担 当 介 護 支 援 専 門 員

なお、事業者は、下記の損害賠償保険及び自動車保険（自賠責保険・任意保険）に加入しています。

損害賠償 責任保険	保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
	保 險 名	福祉事業者総合賠償責任保険
	補償の概要	業務遂行に伴う賠償損害、施設管理に伴う賠償損害 生産物賠償損害、被害者治療費等など
自動車保険	保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険
	保 險 名	一般自動車保険
	補償の概要	対人、対物賠償無制限、人身傷害など

## 10 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

### 11 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定訪問看護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

### 12 サービス提供の記録

- ① 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

### 13 衛生管理等

指定訪問看護の設備又は備品について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

### 14 サービス提供に関する相談、苦情について

#### (1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。  
利用者宅に訪問し、受けた苦情内容を確認するとともに、今後の対応や予定を説明し了解を得る。また、速やかに解決を図る旨、伝言する。

#### (2) 苦情申立の窓口

<b>【事業者の窓口】</b> (事業者の担当部署・窓口の名称)	所在地 愛知県名古屋市昭和区曙町1丁目11 電話番号 052-753-7057 ファックス番号 052-753-7058 受付時間 平日8時30分～17時30分 ※ 12月29日～1月3日を除く 担当 細江 勇太
<b>【市町村(保険者)の窓口】</b> 名古屋市健康福祉局 高齢福祉部 介護保険課	所在地 愛知県名古屋市東区東桜1丁目14-11 DPスクエア東桜8階 電話番号 052-959-2592 ファックス番号 052-959-3087 受付時間 平日8時45分～17時15分 ※ 祝日 年末年始除く

<b>【公的団体の窓口】</b> 愛知県国民健康保険団体連合会	所在地 愛知県名古屋市東区泉1丁目6-5 電話番号 052-971-4165 受付時間 平日8時45分～17時30分 ※ 祝日 年末年始除く
------------------------------------	---

15 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「名古屋市指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例（平成24年名古屋市条例第74号）に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者 所在地 岐阜県羽島郡岐南町平島3丁目163番地

名称 株式会社 ファーストロジテム  
 代表取締役 細江 勇太 印

（事業所名 訪問看護ステーション りめいく）

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名 印

代理人 住所

氏名 印  
 本人との続柄